第73号様式 上越市告示第333号

公売公告兼見積価額の公告

令和7年5月29日

新潟県上越市長 中川 幹太

次のとおり差押財産の公売を実施するので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

大のともう 左げ 対 左い 五元 と 矢地 するの C、 国 元											
公売財産、公売保証金及び	売却区分番 号		公 売 財 産 名称、性質、所在、地上権等の内容						数量	公売保証金	見積価額 (最低入札価額)
	1		別紙のとおり						_	100,000円	950, 000円
	備考 1 上記売却区分の番号ごとに公売します。入札は売却区分の番号ごとに、入札してください。										
見積	2 見積価額欄に※印のあるものは、その見積価額が該当物件にも貼付してあります。										
公	売 方	法	入 札(期日入札)								
公売日時	入	札	令和7年8月28日(木)午後1時30分から午後1時45分まで								
	開	札	· 令和7年8月28日(木)午後1時47分								
公	売 場	所	上越市役所木田第一庁舎 3階 302会議室								
売	却決	定	日 時	令和7年9月18日(ス	木) 午前	11時00分	均	,所	上越市財務	务部収納課	
買受	代金納付	期限	令和7年9月18日(木)午後2時00分まで								
	を受ける の申出に		この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当市に申し出てください。								

- 1 公売は現況有姿により行います。公売公告の内容等が現況と異なる場合は現況が優先されます。現地下見会は行いません。
- 2 この公売に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、又は第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
- 3 入札者に国税徴収法第108条各号及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。
- 4 公売保証金の提供は現金に限ります。入札日に会場にて提供してください。
- 5 公売保証金の提供を要する公売財産については、その提供後でなければ入札できません。
- 6 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。入札価格を訂正したものは無効として取扱います。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。
- 7 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定 金額は入札価額となります。
- 8 最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。ただし、追加入札 後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- 9 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。なお、次順位による買受申込みの催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。
- 10 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合は見積価額の変更は行いません。
- そ 11 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な 事由があるときは売却決定を取消します。
 - ⁾ │12 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときです。
 - - 14 執行機関(上越市)は買受人に対して公売財産の引渡しを行いません。また、執行機関は公売財産について種類又は品質に関する 担保責任等を負いません。土地の境界については、隣接土地所有者との協議を要します。
 - 15 買受人は権利移転に伴う費用(登録免許税の額に相当する国庫金領収証書)及び別途交付する「所有権移転登記請求書」を売却 決定の日までに提出してください。
 - 16 次順位買受申込制度が適用された財産について、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
 - 17 本件公売は国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。詳細は市ホームページ、もしくは上越市財務部収納課にて確認してください。
 - 18 上記売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更される場合があります。
 - 19 公売公告兼見積価額の公告別紙の記載事項に注意してください。
 - ≪農地等の公売の場合の追加事項≫
 - 1 農地等の入札には、農業委員会等が交付する「買受適格証明書」の提出又は呈示が必要です。ないときは公売に参加できません。
 - 2 買受人は、代金納付後に農地法による許可の申請、協議又は届出の手続きを行い農業委員会等が交付する「許可書」、「協議が成立した旨を記載した通知書」又は「受理通知書」を呈示するとともに「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。なお、許可又は届出が受理されない場合には、譲渡の効力は生じません。

公売公告兼見積価額の公告別紙

(公売財産の名称、数量、所在、公売財産上の権利の内容、公売保証金及び見積金額)

丰 扣	1	見積価額	950,000円
売却区分番号	1	公売保証金	100,000円

(公売財産の名称、性質、所在及び地上権等の内容)

不動産の表示(登記簿の表示による)

所 在 新潟県上越市大貫三丁目

地 番 2243番

地 目 畑

地 積 350.00㎡

以下余白

不動産の概要

- 1 公法上の規制等に関する事項
- (1) 都市計画法

区 域 市街化区域

用途地域 第一種低層住居専用地域(高さ制限あり:10m、駐車場整備地区指定:無)

地域地区 指定なし

(2) 建築基準法

建ペい率 50%

指定容積率 80%

高さ制限 有(絶対高さ10m、北側斜線制限、道路斜線制限

日影規制 有(4時間/2.5時間)

(3) 景観法

景観法に基づく景観計画区域

※建築物、工作物の新築などで届出条件に該当する場合は、色彩などの基準に該当しなければならない。

(4) 接面道路

有(建築基準法上の道ではありません。)

2 使用状況

昨年11月時点で耕作の形跡はありません。当該敷地内には一部残置物があります。

3 その他

水道の接続はされていません。

ガスは都市ガスですが接続はされていません。

下水道は浄化槽ですが接続はされていません。

地下埋設物の確認は行っておりません。

土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。